

# 日本語とは、何だ

札幌弁護士会会員

田中 宏

Tanaka Hiroshi

## △アイヌ語の意見陳述▽

クレヘアナツネ カヤノシゲル ネルウエタパンナ  
 タパヌシケタ アイヌイタツアニ クイタツヤツカ エチエラムペウテツ ネヒアナツネ エチオカアナツ  
 ネ シサムモシリワ エチエツペ ネワクスタプネ アイヌイタツ エチヌヤツカ エチエラムペウテツ  
 オヤモシリ オヤウシケタ エチエツワ エチオカルウエ ネヒタパンナ ネワネワネヤツネ カムイパツ  
 プリ エチカラコロ、 エチイエコロ エチオカルウエ ネヒタパンナ

私の名前は 萱野茂と申します。この場所で アイヌ語で 私がしゃべっても、皆様は分からないでありましょう。それというのは、あなたたちは、日本という、別の国から来た 別の民族なので、アイヌ語を聞いても分からないのです。別の国から 別の所から、あなたたちは、来ているのですよ。

右は、二風谷ダム裁判（札幌地裁 一九九七年三月二七日判決）の最終弁論に先立って、原告の萱野茂さんがアイヌ語で意見陳述をした冒頭部分である。

## △二風谷ダム裁判▽

二風谷ダム裁判は、北海道アイヌが、民族の尊厳を守るための異議申立てであった。地権者であるアイヌが、国の土地収用に応じなかった。有史以来、北海道アイヌは和人（日本人のこと）と大きな戦いを三回しているが、武器によらず和人の法律によって、和人の法廷で、チャランケ（論争）に挑んだのである。

明治政府は、アイヌモシリ（人間の大きい大地）を〈無主の地〉（*Terra Nullius*）として、勝手に北海道と命名し、この大きな島をアイヌから取り上げた。そのうえ、アイヌの生活手段を根こそぎ奪い、アイヌのライフスタイルを否定した。木を切ってはいけない（一八七四年、山林仮規則。木がなければ、家も建てられないし、暖をとるための燃料もない）。鹿や熊も捕ってはならない（一八七七年、鹿猟規則）。鮭や鱒も捕ってはならない（鮭鱒規則）。アイヌ語を使ってはいけない。アイヌの風習・伝統的行事はすべて厳禁（一八七九年、布達）。その結果、アイヌが窮乏したのは当然であった。和人の進出は、アイヌにとって悪魔の侵入であった。一八九九（明治三二）年、明治政府は同化政策に転じ、北海道旧土人保護法を制定して、アイヌに一人当たり一万五〇〇〇坪の土地を与えた。これが給与地である。二風谷のアイヌは、この給与地を立派な農地とした。そこへ、今度は、ダムを造るから、給与地を売り渡せというのであった。しかも、そのダムは、既に破綻していた苫小牧東部工業基地への工業用水を供給することを目的としていた。

和人の身勝手な政策に翻弄されているアイヌが見えてくる。アイヌの地権者が反発した。二風谷というアイヌ文化の心臓部に、ダムを建設することは、どんな文化的影響を与えるのか。文化は目に見えにくいし、破壊されても気付きにくい。だからこそ、大事にしなければならぬ。公共の利益さえあれば、何をしても良いというものでもあるまい。「公共の利益の判断に当たっては、同化政策によってアイヌ民族の独自の文化を衰退させてきた歴史的経過に対する反省の意を込めて、最大の配慮をしなければならない」とは、判決の一節である。

## △先住民族性について▽

しかも、この国は、この判決が出るまで、アイヌ民族を先住民族と認めてこなかった。裁判でも、国は徹頭徹尾先住民族についての議論を避け、裁判所からの釈明にも応じなかった。「旧土人」とは、和人が北海道に大

挙して押し寄せる前に先住した人たちではないのか。先住性は、「先住権」という権利概念と結びついており、先住性を承認することは、先住権をどこまで認めるかという政策に直結する。判決当日、橋本龍太郎首相は、アイヌが先住していたことは歴史的事実だとコメントした。翌日、梶山官房長官は、だからといって先住権は発生しないとクギを刺している。政府が「先住民族」性を認めなければならない背景には、こうした事情があった。どこかでこの関係を清算しなければならぬ。先住民族のいるところに、後に多数民族となる民族が移住した国は、すべて、この問題に直面している。アメリカ、カナダ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド等々である。

## △日本語とは▽

アイヌ語が先住民族の言語であり、冒頭の萱野さんの意見陳述は、裁判長を含めて誰も理解できなかった。アイヌ語は、現在も話されている言語である。一八七九年（明治二年）、明治政府はアイヌ語の使用を禁止した。しかし、どんな強制力をもってしても、絶対的に使用を禁止することは困難である。一つの言語が消滅するには、何百年という単位が必要である。アイヌ語を過去の言語と思わないでいただきたい。今、北海道では、地元で子供たちを中心にアイヌ語を学ぶ人たちが多くなり、更に、ラジオでのアイヌ語講座、カルチャーセンターでのアイヌ語講座が盛んである。

ところで、裁判所法七四条は、「裁判所では、日本語を用いる」と定めている。この日本語とは、何だらうか。アイヌ語が言語学的に日本語と異質なものであることは、誰でも分かる。日本という国の主権の下で、アイヌを含む日本国民が話している言語の使用は禁止されるのか。確かに、アイヌ語は日本語ではない。では、外国語か。外国語でもない。アイヌ語が外国語であるとするなら、日本という国が北海道という外国を侵略してきたことを証明するこれ以上の証拠はない。喉に突き刺さった棘のようなディレンマを覚える。

やはり、その解は、日本の近現代史の影の部分であるアイヌ政策の清算をすること（日本は、中国にも韓国にも過去の清算をしたがらない）。にある。過去のアイヌ政策の誤りを認めてアイヌに謝罪し、新たな展望のもとに先住民族政策を展開することである。これが、「多民族多文化共生社会の実現」（二〇〇四年、人権擁護大会）への一歩である。